

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、築上町補助金等交付規則（平成18年1月10日規則第39号）に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅の性能向上改修の実施に要する費用の一部を補助（福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金を活用する。）することによりその実施を促進し、もって震災に強いまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。

(2) 性能向上改修工事

次に掲げる改修工事をいう。

ア 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。

イ 省エネ改修工事

省エネ改修工事 木造戸建て住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）をいう。

(3) 木造戸建て住宅

「在来軸組構法」、「伝統的構法」及び「枠組壁構法」による2階建て以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(4) 施行者

木造戸建て住宅の所有者その他町長が住宅の性能向上改修が必要と認める者で、性能向上改修工事を行うものをいう。

(5) 建替え等

自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付を過去に受けたことがないこと。（築上町木造戸建て住宅耐震改修補助金含む。）

- (2) 築上町の町税を滞納していないこと。
- (3) 築上町暴力団排除条例（平成22年3月17日条例第1号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員又はその者と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付）

第4条 町長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（補助対象住宅）

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 築上町内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。）。
- (3) 補助金の交付を過去に受けていないこと。（築上町木造戸建て住宅耐震改修補助金含む。）
- (4) 現に居住者がいること。
- (5) 性能向上改修工事等により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

（交付の対象となる費用）

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げるものに要する費用とする。ただし、第1号の場合においては、原則として耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う工事とする。

- (1) 補助対象住宅の性能向上改修工事
- (2) 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事

（補助金の交付額）

第7条 性能向上改修工事の場合、性能向上改修工事に要する費用に100分の25を乗じて得た額に相当する額とし、45万円（耐震改修工事費分は30万円、省エネ改修工事費分は15万円）を限度額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 建替え等に伴う除却工事の場合、既存住宅の解体・撤去に要する費用に100分の23を乗じて得た額に相当する額とし、30万円を上限とする。

（性能向上改修工事等の事前協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、性能向上改修工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該工事等について町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付又は不交付の決定）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助

金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請取下届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

（補助事業の内容の変更）

第12条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議をしなければならない。

- 2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じて築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第13条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（検査等）

第14条 町長は、必要と認める場合においては、性能向上改修工事等の工程を指定し、検査を実施することができる。

- 2 町長は、前項の規定による検査の結果、当該性能向上改修工事等が適切に行われていないと認める場合には、当該性能向上改修工事等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、築上町木造戸建て住宅性能向上改修工事費補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、築上町木造戸建て住

宅性能向上改修補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付請求書（様式第9号）に関係書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。
- （4） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定は、第16条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第20条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（書類の整備及び保存）

第21条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（築上町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱の廃止）

第2条 築上町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱（平成26年2月19日告示第107号）は廃止する。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

(第 1 面)

様式第 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日

築上町長 宛

申請者 郵便番号 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____ 印 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 _____
 性 別 _____
 電話番号 _____

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書

築上町補助金交付規則及び築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱を承知のうえ、
 年度の標記補助金の交付を受けたいので、同要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり関係
 書類を添えて申請します。

なお、私は、築上町暴力回排除条例の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日等を豊前警
 察署に照会することに同意します。

記

1 補助事業の目的及び内容

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第 2 条第 2 号に定める性能向上改修工事
 等

2 性能向上改修工事等の着手予定年月日 年 月 日

3 性能向上改修工事等の完了予定年月日 年 月 日

4 交付申請額 _____ 円

※「5 交付申請額の算出方法」の②③欄の額のうち、低い額を記入

5 交付申請額の算出方法

算出項目	算出額	算出説明 (算出式)
性能向上改修工事等に要する 費用 ①	円	性能向上改修工事等に要する経費で、建 設会社等に支払う予定の額
補助基準額 ②	円 (1,000 円未満切捨)	= () 円 × () % ① 額
補助上限額 ②	万円	築上町木造戸建て住宅性能向上改修補 助金交付要綱に定める額

6 補助対象住宅等の概要

所在地	
建築時期	明治・大正・昭和 年 月
構造	木造 階建て
規模	延べ床面積 m^2 (うち、住宅の用に供する部分の床面積 m^2)
所有者	(申請者との関係：)
居住者	(申請者との関係：)

7 添付書類

- (1) 申請に係る補助対象住宅の登記事項証明書その他当該補助対象住宅の所有者等が分かる書類(所有権を有するものが複数存在する場合は、その代表者1名分を添付すること。)
- (2) 建築完了検査における検査済証の写し、または補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類
- (3) 耐震診断結果報告書
- (4) 性能向上改修工事に係る耐震補強計画書及び経費が確認できる性能向上改修工事費概算見積書(いずれも自由様式。ただし建設会社等の押印のあるもの)
- (5) 町税の納税義務者は、町税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたもの)。
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

築上町長

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 交付決定額

_____円

3 交付予定時期

4 交付の条件

※上記の補助内容については、福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金を活用しています。

様式第3号（第10条関係）
様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

築上町長

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 不交付の理由

様式第4号 (第11条関係)
様式第4号 (第11条関係)

年 月 日

築上町長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請取下届

年 月 日付で補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記の理由により申請を取下げます。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 取下げの理由

様式第5号 (第12条関係)

(第1面)

様式第5号 (第12条関係)

年 月 日

築上町長 宛

申請者 住 所
氏 名 印

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更申請書

年 月 日付で補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地

- 2 変更申請の理由

3 補助事業の変更概要

事業の期間	変更前	年 月 日 ~ 年 月 日	
	変更後	年 月 日 ~ 年 月 日	
交付申請額	変更前	円	
	変更後	円	
交付申請額の算出	性能向上改修工事に要する費用 ①	変更前	円
		変更後	円
	補助基準額 ② (1,000円未満切捨)	変更前	円
		変更後	円
	補助上限額 ③		万円

※事業の期間については、年度をまたがることはできません。

※交付申請額及び①②の欄の記入要領は、交付申請書(様式第1号)に同じ。

4 変更の項目、内容及び理由

変更項目	変更内容		変更理由
	変更前	変更後	

5 添付資料

- (1) 変更内容を明らかにする書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

築上町長

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更審査結果通知書

年 月 日付で交付変更の申請があった 年度築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 決定内容
- 3 決定理由
- 4 変更交付決定額

様式第7号 (第15条関係)

様式第7号 (第15条関係)

年 月 日

築上町長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金事業完了実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり性能向上改修工事等が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 _____ 円
補助金精算額 _____ 円

3 補助事業の実施期間

自) 年 月 日
至) 年 月 日

4 添付書類

- (1) 全ての施工箇所の写真(施工前、施工後) ※施工内容が確認できるもの
- (2) 施工建設会社等と締結した契約書の写し
- (3) 性能向上改修工事等に要した費用に係る施工者等からの請求書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第8号 (第16条関係)
様式第8号 (第16条関係)

第 号
年 月 日

様

築上町長

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金額確定通知書

年 月 日付で事業完了実績報告があった 年度築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 補助金確定額

_____ 円

様式第9号 (第17条関係)

様式第9号 (第17条関係)

年 月 日

築上町長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付請求書

年 月 日付で補助金額の確定通知があった 年度の標記補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

金 額	¥							
-----	---	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載はアラビア数字を用いてください。)

2 補助金の交付決定額及び精算額

振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀 行	本店 支店
	預金の 種 類	普 通 ・ 当 座 (該当を○で囲む)	
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義 人		

3 添付資料

(1) 施工建設会社等に費用を支払ったことを証する領収書の写し

様式第10号 (第19条関係)
様式第10号 (第19条関係)

第 号
年 月 日

様

築上町長

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る 年度築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 取消しの範囲
- 3 取消しの理由
- 4 取消額
(交付決定額 円 に係る)
_____ 円

様式第11号 (第20条関係)

様式第 11 号 (第 20 条関係)

第 号
年 月 日

様

築上町長

築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定を取り消した 年度築上町
木造戸建て住宅性能向上改修補助金について、築上町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要
綱第 20 条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 返還額

(交付決定取消額 円 に係る)

_____ 円

3 返還期限

年 月 日まで

※ 築上町補助金等交付規則に基づき、原則として別途加算金の納付を要する。